

令和元年10月23日

「プラスチック製買物袋削減のための有料化義務化について」

当協会は、現在、政府において検討が進められている表題「プラスチック製買物袋削減のための有料化義務化」について、別紙のとおり百貨店業界としての意見・要望を取りまとめ、本日、経済産業大臣及び環境大臣に提出いたしましたので、お知らせいたします。

◎ 本件に関するお問い合わせは下記宛にお願いいたします。

(一社)日本百貨店協会 事務局 政策グループ 高橋、佐藤 TEL03-3272-1666

経済産業大臣
菅原一秀殿

一般社団法人日本百貨店協会
副会長 林 拓
(環境・社会貢献委員会委員長)



プラスチック製買物袋削減のための有料化義務化について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、産業構造審議会と中央環境審議会の合同会議におきまして、「プラスチック製買物袋の有料化義務化に向けた制度見直し」が検討されておりますが、当協会は、本件の趣旨が、いまや世界的な潮流であるプラスチック資源の循環・リデュース推進に向けた重要な施策と理解し、これに賛成・協力するものであります。

しかしながら、百貨店業界では、これまでも自主的な取組みとして、マイバックの持参を呼び掛けてきたものの、都心立地の広域商圈といった百貨店固有の特性もあって、中々成果が上がっておりません。現状では、未だ顧客や取引先事業者等のステークホルダーの間で買物袋は無償という認識が根強く、十分な準備もなく有料化を実施した場合、相当な混乱が発生する懸念があります。有料化という新たな仕組みを円滑に導入するためには、ルール分かり易さと意識変革を促すための諸施策が不可欠な要件となります。

従いまして、新制度の設計にあたりましては、有料化義務化導入の際に無用な混乱を避けるため、下記の5項目を要望するものであります。

何卒ご配慮賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 有料化に対する消費者理解を徹底するため、小売事業者や政府当局に留まらず、関係機関をあげた周知広報体制の整備と効果的なPR施策を展開すること。
2. 有料化義務化は一律適用を基本とし、業種業態・事業規模を問わず、消費者接点にある全事業者を対象とすること。
3. プラスチック製買物袋以外の容器包装（「紙袋等」）に対しても、容り法の本来趣旨を踏まえ、辞退率向上のための新たな対策を検討すること。
4. 有料化の価格水準がサービス競争の手段とならないよう、価格も含めた具体的な先行事例など、目安となる参考情報を提供すること。
5. 新制度対応（店舗運営見直し、包装資材調達、顧客事前告知等）のために必要となる準備期間（最低6か月程度）を設けること。

以上

1日百発第81号
令和元年10月23日

環境大臣
小泉 進次郎 殿

一般社団法人日本百貨店協会
副会長 林 拓
(環境・社会貢献委員会委員長)



プラスチック製買物袋削減のための有料化義務化について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議におきまして、「プラスチック製買物袋の有料化義務化に向けた制度見直し」が検討されておりますが、当協会は、本件の趣旨が、いまや世界的な潮流であるプラスチック資源の循環・リデュース推進に向けた重要な施策と理解し、これに賛成・協力するものであります。

しかしながら、百貨店業界では、これまでも自主的な取組みとして、マイバックの持参を呼び掛けてきたものの、都心立地の広域商圈といった百貨店固有の特性もあって、中々成果が上がっておりません。現状では、未だ顧客や取引先事業者等のステークホルダーの間で買物袋は無償という認識が根強く、十分な準備もなく有料化を実施した場合、相当な混乱が発生する懸念があります。有料化という新たな仕組みを円滑に導入するためには、ルールの分かり易さと意識変革を促すための諸施策が不可欠な要件となります。

従いまして、新制度の設計にあたりましては、有料化義務化導入の際に無用な混乱を避けるため、下記の5項目を要望するものであります。

何卒ご配慮賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 有料化に対する消費者理解を徹底するため、小売事業者や政府当局に留まらず、関係機関をあげた周知広報体制の整備と効果的なPR施策を展開すること。
2. 有料化義務化は一律適用を基本とし、業種業態・事業規模を問わず、消費者接点にある全事業者を対象とすること。
3. プラスチック製買物袋以外の容器包装（「紙袋等」）に対しても、容り法の本来趣旨を踏まえ、辞退率向上のための新たな対策を検討すること。
4. 有料化の価格水準がサービス競争の手段とならないよう、価格も含めた具体的な先行事例など、目安となる参考情報を提供すること。
5. 新制度対応（店舗運営見直し、包装資材調達、顧客事前告知等）のために必要となる準備期間（最低6か月程度）を設けること。

以上